

「布川地区コミュニティセンター」の 生涯学習施設への組み入れについて

1. 背景

(1) 旧利根町公民館（現：利根町文化センター）の社会教育施設から地方自治法施設へ変更

旧利根町公民館（現：利根町文化センター）を社会教育施設から地方自治法施設へ変更する際に、利根町公民館運営審議会及び利根町生涯学習センター運営協議会（以下「生涯学習センター審議会」という。）に諮問し、生涯学習活動や町づくりに関する活動など幅広い活動を支援するため、令和2年4月1日より地方自治法施設に変更し、「利根町文化センター」といたしました。

しかしながら、地方自治法施設である布川地区コミュニティセンターにつきましては、生涯学習センター審議会に今後のあり方についても検討していただきましたが、他の施設との料金体系や指定管理者制度によりシルバー人材センターに管理を委託しているなど、委託事業者との話し合い、その他諸問題が解決されたのち、見直しを求める意見をいただきました。

(2) 町民等からの要望等

布川地区コミュニティセンターの運営等につきましては、令和2年4月1日以降、生涯学習施設（生涯学習センター、文化センター）と異なることから、施設使用料や施設利用期間の見直しについて、利用団体からの要望や利根町議会一般質問においても、他の施設との整合性を図る必要があるとの要望がなされている状況です。

2. 生涯学習施設への組み入れについて

教育委員会において管理を委任されている生涯学習施設（生涯学習センター・文化センター）と布川地区コミュニティセンターについては、ともに地方自治法施設であり、利用者の利便性、町民の生涯学習活動支援を考慮すると、使用料金、管理運営等の一元化を図る必要があります。

従来どおり、布川地区コミュニティセンターについては、指定管理者制度により管理運営業務を委託しながら、生涯学習施設への組み入れも可能であると考えことから、現状の問題点を整理し令和4年4月1日から生涯学習施設へ組み入れたいと考えております。

3. 布川地区コミュニティセンターと生涯学習施設との主な相違点

		布川地区コミュニティセンター	生涯学習施設
料金体系	使用料金	<ul style="list-style-type: none"> • <u>1時間当たりの料金設定</u> 【町内者】 多目的ホール 1, 100円 その他 330円 【町外者】 多目的ホール 1, 320円 その他 550円 【町外者の定義】 <u>申請者の住所で判断</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>午前, 午後, 夜間の料金設定</u> 【町内者】 9時~12時 550円~3,300円 13時~17時 880円~3,960円 17時~21時 1,100円~4,950円 【町外者】 <u>5割増し</u> 【町外者の定義】 <u>町外者の割合が5割を超える団体</u>
	冷暖房	<u>各室 50円 (1時間当たり)</u>	<u>使用料の5割増し</u>
	営利目的	—	<u>使用料の3倍の額</u>
<u>使用料の減免</u>		<ul style="list-style-type: none"> • 生活保護法による援助を受けているものが使用するとき。 • 身体障害者福祉法に定める身体障害者が使用するとき。 • 町長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>町民の割合が5割を超える5人以上の団体が生涯学習活動をする場合【5割減額】</u> • <u>町の事業及び町から事業を委託され使用する場合【10割免除】</u> • <u>その他教育委員会が公益上必要と認めた場合【5割又は10割】</u>
<u>利用行為の制限</u>		<ul style="list-style-type: none"> • <u>物品の販売, 宣伝, 勧誘, 募集</u> • <u>ポスター, 看板, 旗の掲示</u> • <u>政治, 思想, 宗教等の活動</u> 	—
休館日		水曜日	月曜日
<u>管理運営方法</u>		<u>指定管理者</u>	直営 (教育委員会【町長委任】)

※定休日のほか、国民の祝日及び12月28日~1月4日。

4. 生涯学習施設への組み入れのメリット・デメリット

【メリット】

- (1) 使用料及び運営方法等が統一され、利便性の向上が図られる。
- (2) 利便性の向上により生涯学習活動、町づくり活動など多種多様な活動の増加が期待できる。
- (3) 利用行為の制限をなくすことにより、物品等の販売や優良のイベント等への貸出しができ、利用者の増加が見込まれる。
- (4) 利用行為の制限については、「利根町文化センター」の社会教育施設からの変更時にも議論されており、資格取得を目的とした講座等、幅広い活動を支援することができる。

【デメリット】

- (1) 使用料等を統一にすることにより、定期利用団体の中に使用料を減免しても高くなるケースが発生する。
- (2) 生涯学習施設に組み入れることにより使用料の減免に該当する利用団体が増加し、使用料金の売り上げが落ち、減収分の補填が予想される。

5. 布川地区コミュニティセンター料金改定（案）について

(1) 考え方

生涯学習施設と布川地区コミュニティセンター使用料金について、整合性、公平性を図るため、生涯学習施設の各室の使用料（面積）を参考に各室の利用料金を設定し、使用時間も統一しています。

(2) 布川地区コミュニティセンター使用料金一覧（改定案）

施設区分 室名	部屋の 面積	使用時間及び使用料金		
		9～12時	13～17時	17～21時
和室（大）	38㎡	<u>1,100円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,650円</u>
和室（小）	20㎡	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>
会議室	41㎡	<u>1,100円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,650円</u>
研修室	18㎡	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>
工作室	26㎡	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>
多目的ホール	109㎡	<u>2,200円</u>	<u>2,640円</u>	<u>3,300円</u>
現行(1h330円)		990円	1,320円	1,320円

※冷暖房・・・使用料の5割増し、営利目的・・・使用料の3倍の額

※多目的ホールは、現行1時間当たり1,100円。

6. 布川地区コミュニティセンター定期利用団体一覧

NO	団体名	内容	利用日・利用時間	場所	現行使用料 (1回当り)	改正後使用料 (減免後)	減免の 有無
1	ASK	体操	週1回 12-13	ホール	1,100円	<u>1,320円</u>	有
2	いのちをつなぐ会	SDGs	月1回 9-12	会議室	990円	550円	有
3	ウオーターエージェンシー	会議	月1回 19-21	会議室	660円	<u>1,650円</u>	無
4	オカリナ	音楽	月1回 13-15	会議室	660円	660円	有
5	テディベアonion	手芸	月1回 9-12	会議室	990円	550円	有
6	利根健康ヨガ体操	ヨガ体操	週2回 9-11	ホール	2,200円	1,100円	有
			週1回 13-15	ホール	2,200円	1,320円	
7	利根ハーモニカアンサンブル	音楽	週1回 12-14	会議室	660円	660円	有
			週1回 14-16	ホール	2,200円	1,320円	
8	利根囲碁会	囲碁	週3回 13-17	和(大)	1,320円	660円	有
9	利根詩吟会(吟詠会)	詩吟	月2回 14-16	会議室	660円	660円	有
10	バービーズママ	体操	週2回 10-12	ホール	2,200円	1,100円	有
11	八人会	麻雀	月1回 9-16	研修室	2,310円	275円 440円	有
12	ピーターOB	英語(語学)	月2回 10-12	会議室	660円	550円	有
13	民謡利根房春会	音楽民謡	月2回 13-15	ホール	2,200円	1,320円	有
14	自分史と随筆の会	随筆	月2回 10-12	会議室	660円	550円	有

※改正後の使用料は、5人以上の団体については減額（5割）後の使用料とし、現行と比較できるようにしています。

※NO1, NO3については、改正後の使用料金が高くなることから事前に周知を行う。

※NO8, 9, 14は、文化協会加盟団体になります。

7. 「布川地区コミュニティセンター」の名称について

当初、文地区には「利根町公民館」（現：文化センター），文間地区には「文間地区農村集落センター」，東文間地区には「東文間地区公民館」（現：生涯学習センター）があり，布川地区には町民の方が利用するコミュニティ施設がなく，「布川地区コミュニティセンター」という名称が付けられました。

現在の利用状況につきましては，町内全域及び町外の方々も多数利用されており，「布川地区コミュニティセンター」という名前が根付いております。

また，名称変更に伴う費用などが発生するため，名称変更は行わないと考えております。

8. 生涯学習施設組み入れまでのスケジュール

時 期	実 施 内 容
令和3年11月18日	総合教育会議 ○「布川地区コミュニティセンター」の生涯学習施設への組み入れについて
令和3年11月24日	社会教育委員会，生涯学習施設運営協議会 歴史民俗資料館運営委員会，図書館協議会 （以下「4委員会」という。） ○「布川地区コミュニティセンター」の生涯学習施設への組み入れについての説明・検討
令和3年12月	4委員会 ○「布川地区コミュニティセンター」の生涯学習施設への組み入れについて検討結果報告書の作成
令和3年12月	教育委員会 ○「布川地区コミュニティセンター」の生涯学習施設への組み入れについての検討結果報告
令和3年12月	総合教育会議 ○「布川地区コミュニティセンター」の生涯学習施設への組み入れについて最終方針の検討
令和4年2月	教育委員会 ○生涯学習施設関係の条例案の意見の申出について
令和4年3月	令和4年第1回利根町議会定例会に条例案を上程

9. 生涯学習施設組み入れに伴う例規改正

改正等	条 例 名 等
一部改正	<u>利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例</u>
廃 止	<u>利根町コミュニティセンター条例</u>
一部改正	<u>利根町公共施設の暴力団排除に関する条例</u>
//	利根町生涯学習施設管理規則
廃 止	利根町コミュニティセンター条例施行規則
一部改正	<u>利根町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則</u>
一部改正	利根町教育委員会事務局組織規則
//	利根町教育委員会事務局処理規程（教委訓令）
//	利根町教育委員会職員駐車場使用に関する取扱規程（教委訓令）

《参考資料 1》 生涯学習施設の各室面積（概算）と利用料金【現行】

(1) 生涯学習センター

施設区分 室名	部屋の 面積	使用時間及び使用料金		
		9～12 時	13～17 時	17～21 時
多目的室	165 m ²	3,300 円	3,960 円	4,950 円
調理室 A	55 m ²	2,200 円	2,750 円	3,300 円
調理室 B	55 m ²	2,200 円	2,750 円	3,300 円
講座室	37 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
工作室	48 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
音楽室 (2 階)	53 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
会議室 (2 階)	51 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
集会室【和室】(2 階)	46 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
野球場	1 時間 220 円			

(2) 文化センター

施設区分 室名	部屋の 面積	使用時間及び使用料金		
		9～12 時	13～17 時	17～21 時
多目的ホール	617 m ²	8,800 円	13,200 円	16,500 円
準備室	20 m ²	550 円	880 円	1,100 円
集会室 A	20 m ²	550 円	880 円	1,100 円
集会室 B (2 階)	46 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
集会室 C (2 階)	40 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
会議室 A	134 m ²	2,200 円	2,640 円	3,300 円
会議室 B (2 階)	54 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
研修室 (2 階)	126 m ²	2,200 円	2,640 円	3,300 円
講座室	101 m ²	1,100 円	1,320 円	1,650 円
調理実習室 (2 階)	47 m ²	2,200 円	2,750 円	3,300 円